

以下の市町では、市町において認定手続きを実施しておりますので、認定手続きにあたっては該当する市町へお問い合わせください。

(盛岡市、雫石町、八幡平市、矢巾町、西和賀町、奥州市、一関市、釜石市、二戸市)

## 岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

(目的)

第1 この要領は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）」、及び「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「規則」という。）」に基づく「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）」の認定について必要な事項を定めるものとする。

(導入計画の作成)

第2 農業を営むもの（以下「農業者」という。）は、農業者の居住地を所管する農業改良普及センター等の協力を得て、導入計画を作成することができるものとする。

(申請の手続き)

第3 農業者が導入計画の認定を受けようとする場合は、作成した導入計画を別記様式第1号により（第6の規定を準用する場合には、別記様式第2号による。）、農業者の居住地を所管する広域振興局農政（林）部長及び広域振興局農林振興センター所長（以下「部長等」という。）へ提出するものとする。

2 農業者が家族内の者と共同で認定を受けようとする場合は、前項に定める様式に加え、家族経営協定書の写しを提出するものとする。

(認定委員会の設置)

第4 部長等は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置し、申請のあった導入計画の妥当性を審査するものとする。

2 認定委員会には委員長を置き、委員長は部長等があたる。

3 認定委員は委員長があらかじめ指名し、必要に応じて招集するものとする。

(導入計画の認定)

第5 部長等は、認定委員会の審査の結果、当該導入計画が規則第4条で定める基準に適合すると認めるときはこれを認定する。

2 部長等は、導入計画を認定したときは、当該導入計画の申請者へ別記様式第3号により通知し、別紙1による認定証を交付するとともに、申請者の居住地を所管する市町村長及び農業協同組合代表理事組合長へ別記様式第4号によりその旨を通知し、別記様式第5号により農業普及技術課を経由して農林水産部長へその旨を報告するものとする。

- 3 申請のあった導入計画が規則第4条で定める基準に適合しない場合には、部長等は、当該導入計画の申請者へ別記様式第6号により、申請者の居住地を所管する市町村長及び農業協同組合代表理事組合長へ別記様式第7号によりその旨を通知し、別記様式第8号により農業普及技術課を経由して農林水産部長等へその旨を報告するものとする。

(導入計画の変更)

- 第6 導入計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が法第5条第1項の規定により行う導入計画の変更の手続き等は、第2、第3、第4及び第5の規定に準ずるものとする。

(認定の取り消し)

- 第7 部長等は、法第5条第2項の規定により導入計画の認定を取り消した場合は、当該農業者へ別記様式第9号により通知し、認定証の返還を求めるとともに、当該農業者の居住地を所管する市町村長及び農業協同組合代表理事組合長へ別記様式第10号により通知し、別記様式第11号により農業普及技術課を経由して農林水産部長へその旨を報告するものとする。

(認定農業者への援助)

- 第8 部長等は、法第8条の規定により、認定農業者の居住地を所管する農業改良普及センター所長、市町村長及び農業協同組合代表理事組合長の協力を得て、認定農業者が導入計画を達成するために必要な助言・指導に努めるものとする。

(補則)

- 第9 この要領に定めるほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月19日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月3日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

申請者 氏 名  
( 認定農業者 ・ 非 )  
( 法人 ・ 非 )

居 住 地

電話番号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定並びに岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号）第 3 の規定に基づき、導入計画を添えて申請します。

なお、申請書及び計画書に含まれる個人情報、審査及び認定後の管理事務に利用するため、〇〇地方持続性の高い農業生産方式導入計画認定委員会の構成団体に提供することに同意します。

(A 4)

別記様式第 2 号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画変更認定申請書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

申請者 氏 名

居 住 地

電話番号

認定番号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号）第 6 の規定に基づき、変更した導入計画を添えて申請します。

(A 4)

第 号  
平成 年 月 日

住所  
申請者 様

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（通知）

平成 年 月 日付けであなたから認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき、適当と認められましたのでこれを認定し、認定要領第 5 の 2 の規定に基づき通知します。

なお、認定要領第 6 の規定（導入計画の変更）に該当したときは、別記様式第 2 号により直ちに申請して下さい。

記

認定番号	認定内容 (新規認定 再認定 変更)	備考
第 号		

※施行注意：

- 1 別紙 1 の認定証を添付すること。
- 2 当該農業者から提出された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書及び当該導入計画の写しを添付のこと。
- 3 認定審査時に意見が出た場合は、備考欄に記載すること

(A 4)

認定番号          第          号

## 持続性の高い農業生産方式導入計画認定証

氏 名

平成 年 月 日に認定申請のありました「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第3項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成12年農普第938号）第5の1の規定に基づき、認定します。

平成 年 月 日

岩手県知事

印

(A4)

平成 年 月 日  
第 号

市町村長

様

農業協同組合代表理事組合長

〇〇 広域振興局農政（林）部長  
〇〇 広域振興局農政（林）部〇〇 農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき、標記計画を別紙のとおり認定したので、認定要領第 5 の 2 の規定に基づき通知します。

※施行注意：

**別紙様式第 12 号を添付のこと**

(A 4)

平成 年 月 日  
第 号

農林水産部長等 様

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（報告）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき、標記計画を別紙のとおり認定したので、認定要領第 5 の 2 の規定に基づき報告します。

※施行注意：

**様式第 12 号を添付のこと。**

(A 4)



平成 年 月 日  
第 号

住所  
申請者 様

岩手県知事

印

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（通知）  
平成 年 月 日付で認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき、下記の理由により認定しないこととしたので、認定要領第 5 の 3 の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

※施行注意：

当該農業者から提出された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書及び当該導入計画の写しを添付のこと。

(A 4)

平成 年 月 日  
第 号

市町村長

様

農業協同組合代表理事組合長

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき、下記の農業者が申請した標記計画を認定しないこととしたので、認定要領第 5 の 3 の規定に基づき通知します。

記

1. 認定の申請のあった農業者の氏名

2. 認定しない理由

--

※施行注意：

当該農業者から提出された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書及び当該導入計画の写しを添付のこと。

(A 4)

第 号  
平成 年 月 日

農林水産部長等 様

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について（報告）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 3 の規定に基づき、下記の農業者が申請した標記計画を認定しないこととしたので、認定要領第 5 の 3 の規定に基づき報告します。

記

1. 認定の申請のあった農業者の氏名

2. 認定しない理由

※施行注意：

当該農業者から提出された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書及び当該導入計画の写しを添付のこと。

(A 4)

平成 年 月 日  
第 号

当該者 様

岩手県知事

印

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定の取り消し  
について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条第3項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成12年農普第938号。以下「認定要領」という。）第5の1の規定に基づき、平成 年 月 日認定番号 第 号で認定した導入計画について、法第5条第2項及び認定要領第7の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消しましたので、通知します。

記

認定を取り消した理由

--

(A4)

平成 年 月 日  
第 号

市町村長

様

農業協同組合代表理事組合長

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定の取り消し  
について（通知）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき認定した下記の農業者の導入計画について、法第 5 条第 2 項及び認定要領第 7 の規定に基づき、認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 認定を取り消した農業者

取り消した認定番号	農業者氏名	農業者住所
第 号		

2. 認定を取り消した理由

--

(A4)

平成 年 月 日  
第 号

農林水産部長等 様

〇〇広域振興局農政（林）部長  
〇〇広域振興局農政（林）部〇〇農林振興センター所長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定の取り消し  
について（報告）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定及び岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成 12 年農普第 938 号。以下「認定要領」という。）第 5 の 1 の規定に基づき認定した下記の農業者の導入計画について、法第 5 条第 2 項及び認定要領第 7 の規定に基づき、認定を取り消しましたので報告します。

記

1. 認定を取り消した農業者

取り消した認定番号	農業者氏名	農業者住所
第 号		

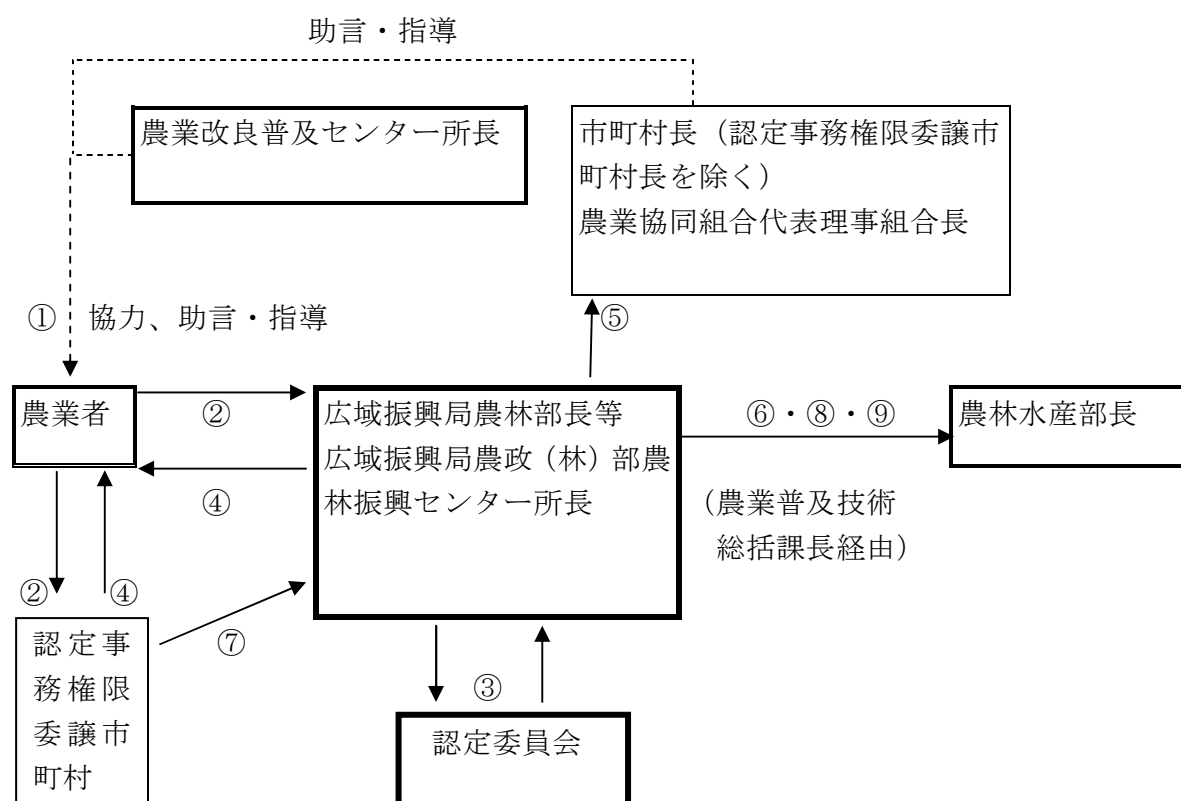
2. 認定を取り消した理由

--

(A 4)

(参考)

岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定に係る事務手続きフロー



項目	要領	様式等
①・導入計画(変更)の作成に対する協力 ・認定農業者への援助(助言・指導)	第2関係 第8関係	— —
②・導入計画(変更)の認定申請	第3、第6関係	様式1, 2号
③・導入計画(変更)の認定審査	第4関係	—
④・導入計画(変更)の認定審査結果の通知 ・認定した導入計画の認定取り消しの通知	第5の2, 3関係 第7関係	様式3, 6号 様式9号
⑤・導入計画(変更)の認定審査結果の通知 ・認定した導入計画の認定取り消しの通知	第5の2, 3関係 第7関係	様式4, 7号 様式10号
⑥・導入計画(変更)の認定審査結果の報告 ・認定した導入計画の認定取り消しの報告	第5の2, 3関係 第7関係	様式5, 8号 様式11号
⑦・導入計画(変更)の認定審査結果の報告 ・認定した導入計画の認定取り消しの報告	第5の2, 3関係 第 7関係	— —
⑧・導入計画(変更)の認定審査結果の進達 ・認定した導入計画の認定取り消しの進達	第5の2, 3関係 第7関係	様式第12号
⑨・権限委譲した市町村からの導入計画(変更) の認定審査結果の報告の通知 ・権限委譲した市町村からの認定した導入計画 の認定取り消しの報告の通知	(第5の2, 3関係)  (第7関係)	(様式第12号)